

基金に関する事業

取りまとめ

「異常補てん積立基金」(農林水産省所管事業)

・異常補てん積立基金について、近年の発動状況や供給安定のために他の施策も行われていることに鑑みれば、将来の必要見込額算定に当たり、本基金で備えるべき損失の範囲や異常補填発動時の価格動向、国産飼料の供給動向や金融市場の動向も踏まえつつ、現実の契約数量に基づき精度の高い事業見込みを検討したうえで、保有額や保有割合の適正性を精査すべきである。

・精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。

・本基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつ効率的に運用されるような保有方法となっているか、管理費の支出は効率的、効果的になされているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべきである。